

# 東 基 連

# 6

No. 763  
定価/100円(消費税込み)

## 令和5年度 東京労働局行政運営方針(その2)

一人ひとりが光輝く働き方をめざす TOKYO へ

(「第2部令和5年度の主な重点施策」の先月号からのつづき)

### 第3 安全で健康に働くことができるディーセント・ワークの実現

誰もが安心して働くことができる良好な労働環境(ディーセント・ワーク)の実現を目指し、安全・健康な職場や長時間労働の抑制をはじめ、基本的な労働条件の確保を図ります。また、生産性向上等に取り組む企業への支援などにより、最低賃金・賃金の引上げに向けた環境整備等を進めます。

#### 1 労働災害防止対策の推進

##### 1 第14次東京労働局労働災害防止計画の推進

東京労働局では「第14次東京労働局労働災害防止計画」に基づき、建設業や第三次産業をはじめとした労働災害防止対策、メンタルヘルス・健康確保対策等を一層推進します。(計画期間 2023年度から 2027年度までの5年間)

目指すべき社会の実現に向け、“Safe Work TOKYO”のロゴマークの下、

「トップが発信! みんなで宣言 一人一人が安全・安心」

をキャッチフレーズとして、すべての関係者が認識を共有して取組を推進します。

##### 基本目標

死亡災害: 2027年までに、2022年と比較して5%以上減少

死傷災害: 2027年までに、2022年と比較して5%以上減少

##### 基本的な考え方

- ①本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大
- ②都市開発プロジェクトに関連した安全衛生対策
- ③「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進

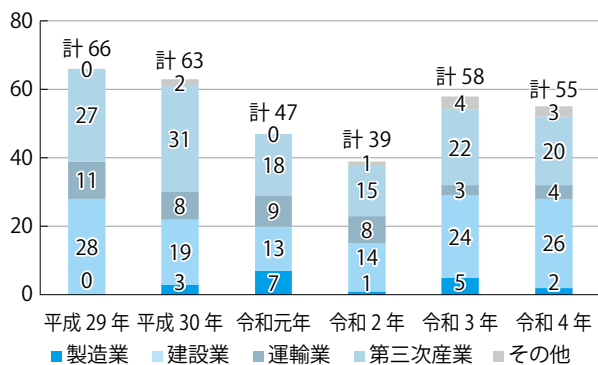


第17回 桃樹のちょこっと用語  
「賃金引き上げ特設ページ」  
どんな意味?  
答えは、この6月号のどこかに。

- ◆ 令和5年度東京労働局行政運営方針(その2) ..... 1
- ◆ STOP! 熱中症 令和5年5月~9月  
クールワークキャンペーン実施中 ..... 11
- ◆ 令和5年度における労働保険の年度更新について ..... 8
- ◆ 「賃金構造基本統計調査」ご協力をお願い ..... 13
- ◆ 令和5年度全国安全週間実施要綱 ..... 10
- ◆ 賃金引き上げ特設ページを開設しました! ..... 21

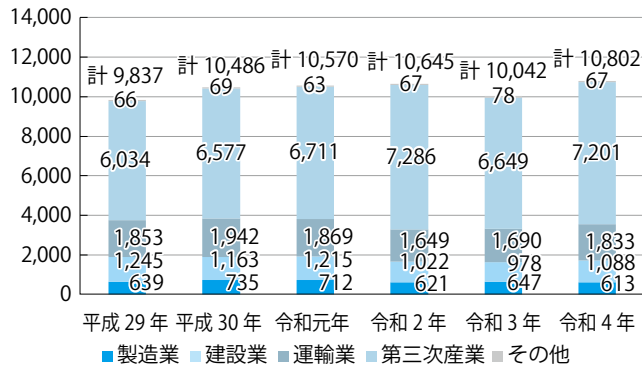
発行所/公益社団法人 東京労働基準協会連合会 発行人/滝澤 成

〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-8 TEL / 03-6380-8305(代) FAX / 03-6380-8405 <https://www.toukiren.or.jp>



死亡災害発生状況(東京)

注：令和3、4年コロナ除く



死傷災害発生状況(東京)

注：令和3、4年コロナ除く

## 2 死亡災害の撲滅を目指した労働災害防止対策の徹底

死亡災害の約5割を占める建設業に対して、墜落・転落防止対策の推進を図るとともに、昨年の死亡災害の増加を踏まえ、監督署による現場指導の強化を図ります。

また、陸上貨物運送事業・ビルメンテナンス業等死亡災害が多発傾向にある業種に対して、労働災害防止対策の指導徹底を図ります。

## 3 行動災害及び高年齢労働者への労働災害防止

小売業や介護施設を中心に増加傾向にある「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害(行動災害)の防止に向け、管内のリーディングカンパニー等を構成員とする+Safe協議会の運営、企業における自主的な安全衛生活動の導入を支援する取組等により、管内全体の安全衛生に対する更なる機運醸成を図ります。

また、死傷災害の約2割を占め、行動災害が特に多く発生している高年齢労働者について、安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)及び中小企業による高年齢労働者の安全・健康確保措置を支援するための補助金(エイジフレンドリー補助金)の周知を行います。

## 4 化学物質等の対策の推進

新たな化学物質規制の導入に向け、令和4年2月及び5月に労働安全衛生法施行令等が改正されました。新たな化学物質規制は、従来の特定化学物質障害予防規則等の特別則の対象外であった有害な化学物質を主な対象として、国によるばく露の上限となる基準の策定、危険性・有害性情報の伝達の仕組みの整備拡充等を前提として、事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施するものです。

新たな化学物質規制の導入では、様々な対応が必要となってくることから、改正内容等について丁寧な説明を進め、周知徹底を行います。



東京労働局長による建設現場パトロール



+Safe 協議会



新たな化学物質規制の導入に向けた説明会

## 5 メンタルヘルス・熱中症対策及び両立支援の取組

メンタルヘルス対策については、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないようにするため、ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策も含めて、産業保健活動が各事業場で適切に実施されるよう指導するとともに、産業保健総合支援センター等の活用を促します。

熱中症対策については、暑くなる前の早い時期から熱中症予防対策の計画的な実施について周知を図ります。また、重点取組期間の7月に向けて、建設業・警備業・陸上貨物運送事業その他の関係事業者団体にも協力を求め、熱中症予防対策の徹底を図ります。

病気の治療と仕事の両立支援については、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知を行います。また、「東京地域両立支援推進チーム」の活動を通じて、両立支援に係る取組の促進を図ります。



熱中症対策に係るポスター

## 2 労働条件の確保・支援

### 1 働き方改革の推進に向けた支援

#### (1) 労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援

時間外労働の上限規制への対応を含む労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者に対し、相談対応のほか、説明会の開催や個別訪問による支援など、事業者等に寄り添った丁寧な支援を実施します。また、令和5年4月から中小企業に適用される月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の引上げについても周知を図ります。

#### (2) 時間外労働の上限規制適用猶予事業・業種への支援

令和6年4月から時間外労働が適用される医師、自動車運転者、建設業について、働き方改革が円滑に推進されるよう、積極的に支援します。

医師については、東京都医療勤務環境改善支援センターなどと連携し、医療機関への適切な支援を行います。

自動車運送業・建設業については、荷主等や民間工事発注者等も含めた業界全体に対する総合対策を実施し、人材確保の支援、長時間労働の抑制に向けた支援を行います。

### 2 法定労働条件の履行確保等

労働条件の明示、時間外・休日労働協定の締結・届出など、事業場において基本的な労働条件の枠組み及び管理体制を確立させ、これを定着させることができるよう、労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。

また、賃金不払残業を防止するため、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を周知徹底し、監督指導時に、労働時間管理の指導等を行います。企業倒産に伴い賃金の支払を受けられないまま退職した方の救済を図るため、引き続き「未払賃金立替払制度」を迅速かつ適正に運用します。

加えて、技能実習生を含めた外国人労働者、自動車運転者、障害者といった分野の労働環境を適正なものとするため、関係機関との連携のもと労働基準関係法令の遵守徹底を図ります。



荷主向け  
リーフレット



工事発注者向け  
リーフレット

### 3 長時間労働の抑制

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、引き続き監督指導を実施します。

加えて、「過重労働解消キャンペーン」期間(11月)において、長時間労働の削減等過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行います。



ベストプラクティス企業への職場訪問  
(成友興業株式会社)

### 4 労働相談等への対応

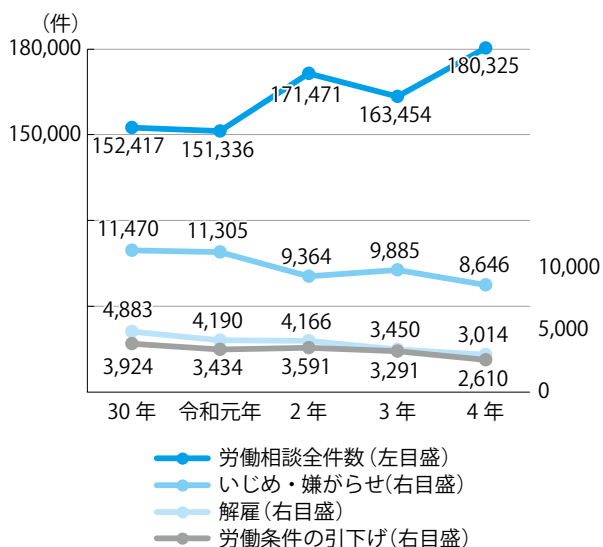
#### 1 総合労働相談の実施と個別労働関係紛争の解決促進

都内20か所の総合労働相談コーナーにおいて、労働問題に関するあらゆる相談に対応します。

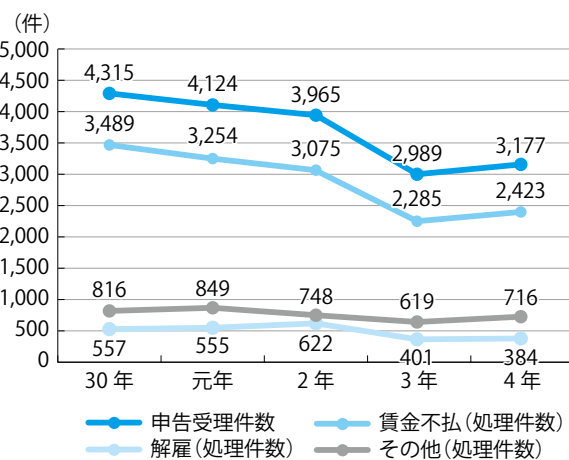
相談の過程で、労働基準法違反の申告があった場合には監督指導を実施し、民事上の個別労働紛争について相談者の申出があった場合には、「労働局長による助言・指導」や「紛争調整委員会によるあっせん」を実施して労働紛争の解決を促します。



過重労働解消相談ダイヤル



総合労働相談件数及び主な項目別相談件数



申告受理件数の推移(東京)

※1件の処理で複数項目の処理を行うことがあるため、受理件数と処理件数の合計は一致しない。

#### 2 総合的ハラスメント対策の推進

職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止措置について、法違反が疑われる事業主に対し、是正指導を行い、職場におけるハラスメント防止措置義務の着実な履行確保を図ります。

また、就職活動中の学生等に関するハラスメントについては、事業主に対して、ハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」の周知徹底を図り、自主的な取組を促し、学生からの相談等により問題を把握した場合には、事業主に対して適切な対応を求めます。

さらに、LGBT等の性的マイノリティの当事者を含めた多様な人材が活躍できる職場環境を整えるため、企業の取組事例等を周知し、誰もが働きやすい職場環境の整備に努めます。

### 3 外国人労働者の労働条件等の相談・支援体制の整備

「外国人労働者相談コーナー」の周知を図るとともに、英語・中国語をはじめ11言語での労働相談に的確に対応します。

さらに、「外国人在留支援センター(FRESC)」内に設置した「外国人特別相談・支援室」において、外国人労働者を雇用する事業主に対し、労務管理や労働安全衛生管理に関する相談対応や、個別訪問等による支援を行います。



## 5 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

最低賃金・業務改善助成金周知強化期間を設ける等、最低賃金額の効果的かつ積極的な周知広報を行うとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行い、最低賃金の履行確保を図ります。併せて、業務改善助成金をはじめとした中小企業・小規模事業者への支援策の周知・利用促進に努めます。

監督署において、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の賃金や企業の好取組事例、業務改善助成金をはじめとした中小企業・小規模事業者への支援策等が分かる資料を提供し、企業の賃上げへの支援等を行います。

また、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、監督指導において「買ったたき」等が疑われる場合は、関係機関と連携を図りつつ、最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備等の取組を行います。



	時間額(円)	効力発生日
東京都(地域別)最低賃金	1,072	令和4年 10月1日

## 第4 労働保険制度の適正な運営

労働保険制度は労働者のセーフティーネットであり、各種施策を推進する財政基盤となることから、労働保険料の適正徴収に努め、雇用保険・労災保険の適正な運営を図ります。

### 1 労働保険の適用徴収

#### 1 労働保険料の適正な申告・納付の促進

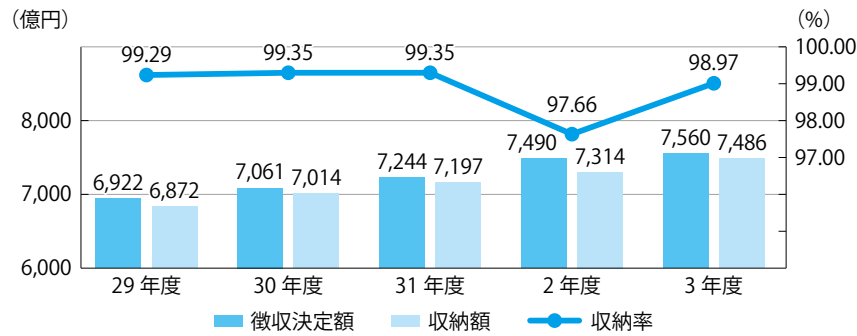
労働保険相談窓口等における周知、労働保険年度更新の円滑な運営、効果的な労働保険料算定基礎調査の実施等により、適正な申告・納付を促進します。

なお、令和5年度より、暫定的に引き下げられていた雇用保険料率が原則に引き上げられるため、事業主や関係団体等へ積極的に周知を行います。

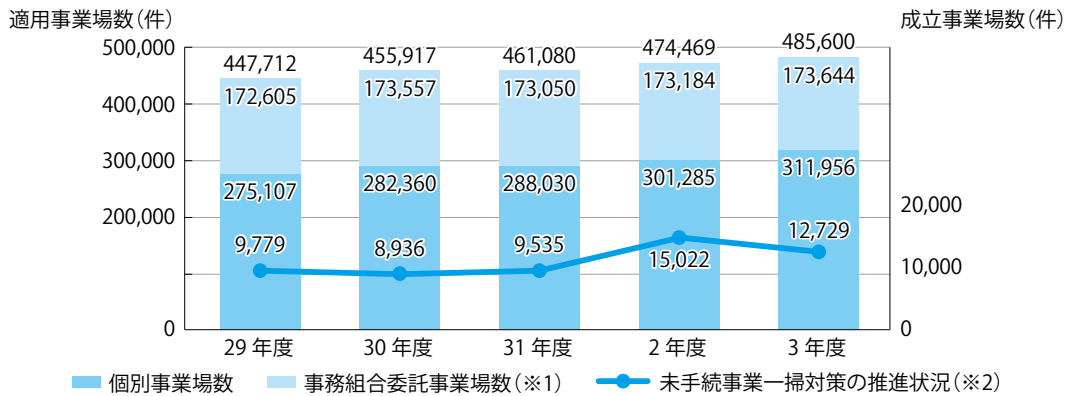
また、中小事業主の代わりに労働保険の加入手続等を行う労働保険事務組合に対しては、制度の適正な運営がなされるよう監査指導や研修を実施します。

## 2 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

労働保険制度の健全な運営と、すべての労働者が安心して働くための環境づくりのために、他の行政機関との連携、集中的な広報活動等により、労働保険の未手続事業の一掃に取り組みます。



労働保険料徴収決定額・収納額と収納率の推移 (東京労働局管内)  
厚生労働省 労働保険の適用徴収状況 (年報) より



適用事業場数の推移と未手続事業一掃対策の推進状況 (東京労働局管内)

※1 厚生労働省労働保険の適用状況 (年報) より

※2 把握した未手続事業に対し、手続指導により成立手続を行った事業所の総数 (東京労働局調べ)

## 2 雇用保険の運営

### 1 雇用保険受給者の早期再就職の支援

雇用保険受給者については、失業手当の適正な支給を図りつつ、雇用保険給付部門と職業相談部門が密接に連携し、効果的なマッチング支援や再就職手当の活用等により、早期の再就職を促進します。

### 2 雇用調整助成金の適正支給と不正受給対策

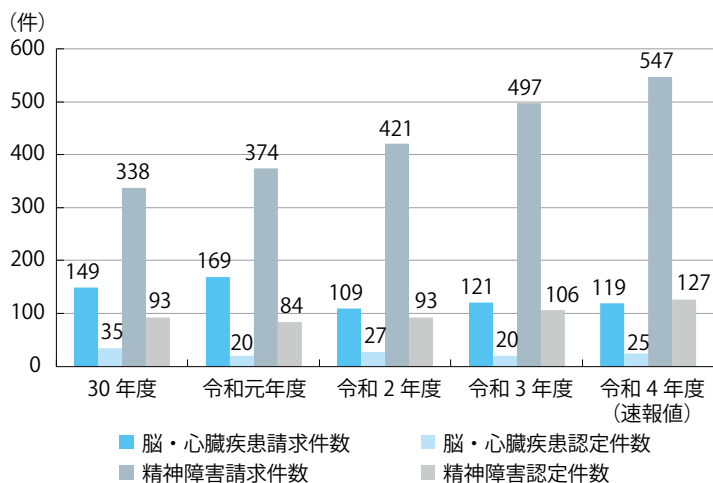
雇用調整助成金による雇用維持の取組への支援を着実に実施するほか、不正が疑われる事業主への積極的な調査の実施、不正受給をした事業所名等の公表、警察関係者との連携を強化し、悪質な場合は刑事告発を行うなど、引き続き不正受給対応を厳格に行います。

### 3 労災保険の運営

#### 1 迅速かつ適正な労災保険の給付

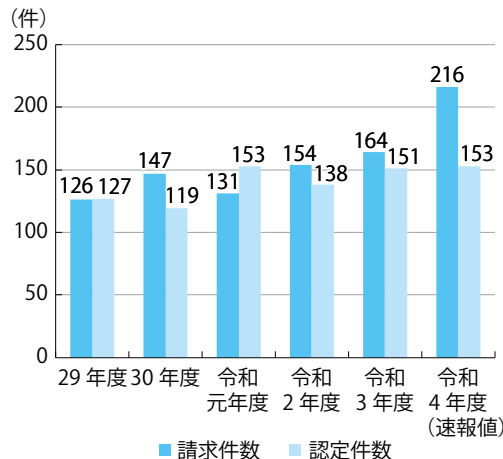
労働災害による被災労働者やその遺族からの療養や休業等の労災請求について、迅速・適正な処理を行います。

また、脳・心臓疾患、精神障害、石綿関連疾患をはじめとする業務上疾病に係る労災請求について、認定基準等に基づいた的確な処理を一層推進します。



脳・心臓疾患、精神障害請求・認定件数(東京)

※令和4年度の数値は令和5年3月末現在の速報値  
東京労働局調べ



石綿関連疾患請求・認定件数(東京)

※ただし石綿肺は除く  
※令和4年度の数値は令和5年3月末現在の速報値  
東京労働局調べ

#### 2 特別加入制度の適正な運用

特別加入制度の対象となる業種は、法令でその範囲が具体的に規定されていますが、近年の働き方の多様化に伴い、令和3年度以降、新たに芸能関係作業従事者、アニメーション制作作業従事者、柔道整復師、創業支援等措置に基づき事業を行う方、自転車を使用して貨物運送事業を行う方、ITフリーランス、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、歯科技工士が追加されたところであり、特別加入制度の積極的な周知及び適正な運用を図ります。



特別加入制度に関するパンフレット

# 令和5年度における 労働保険の年度更新について

東京労働局 労働保険徴収部 適用・事務組合課

今年度も6月1日(木)～7月11日(月)までにおいて、労働保険の年度更新手続きの受付を行います。今年度の年度更新申告書(6/1までに事業場に送付)の計算については、令和4年度における雇用保険料率の引上げに伴い、計算方法が例年と異なりますので次の留意事項を参考にしてください。

## 1 令和5年度 年度更新申告書の計算方法について

### (1) 令和4年度 **確定** 保険料の計算方法について(労災・雇用保険料)

ここが Point!!

令和4年度の年度途中に雇用保険料率が引き上げられた影響により、「労災保険料」、「雇用保険料」のいずれの保険料の算定においても「前期」及び「後期」ごとに集計した支払賃金(千円)にそれぞれの保険料率を乗じて得た額を合算することで算定します。(労災のみ片保険、一般拠出金を除く。)次ページの申告書最下部③「期間別確定保険料算定内訳」、賃金集計表の「令和4年度確定保険料算定内訳」にて計算してください。

### (2) 令和4年度一般拠出金の計算について

通年の算定期間において集計した支払賃金(千円)に一般拠出金率を乗じて算定します。

### (3) 令和5年度 **概算** 保険料の計算方法について(労災・雇用保険料)

ここが Point!!

令和5年概算保険料においては、「労災保険料」、「雇用保険料」ともに年度途中の保険料率の変更はありませんので、通年において集計した支払賃金(千円)に保険料率を乗じて算定してください。

## 2 令和5年度 年度更新申告書の計算に 用いる保険料率等について

### (1) 令和4年度 **確定** 保険料率等について

#### ① 労災保険料率及び一般拠出金率について

	保険料率等
労災保険料率	各業種ごとに決定された料率を適用 <sup>(※1)</sup>
労務費率	(平成30年4月以降変更されていません。)
一般拠出金率	0.02/1000

(※1)メリット制適用事業場については、令和4年度に通知された保険料率を適用してください。

#### ② 雇用保険料率について

(算定期間途中での保険料率の変更あり)

算定期間 R 4. 4. 1～R 5. 3. 31

事業の種類	保険料率	
	前 期	後 期
	R 4. 4. 1～R 4. 9. 30	R 4. 10. 1～R 5. 3. 31
一般の事業	9.5/1000	13.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	11.5/1000	15.5/1000
建設の事業	12.5/1000	16.5/1000

### (2) 令和5年度 **概算** 保険料率等について

#### ① 労災保険料及び労務費率について

……令和4年度より変更はありません。

(但し、メリット制適用事業場については、令和5年度に通知される保険料率を適用してください。)

#### ② 雇用保険料率について

(令和5年4月1日に変更)

算定期間 R 5. 4. 1～R 6. 3. 31

事業の種類	保険料率
一般の事業	15.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	17.5/1000
建設の事業	18.5/1000



◎【様式変更】年度更新申告書 最下部 ③2欄「期間別確定保険料算定内訳」が新設

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（1）

労働保険 概算・確定保険料 申告書 (継続事業 (一括有期事業を含む。))

31759 種別 32701 申告書 石綿健康被害救済一般拠出金 入力確定コード

※各種区分 07 111 9903 69

あて先 〒102-8307 千代田区九段南1-2-1

区分	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
労働保険料	32欄参照	1077977円
労災保険分	85390円	213475円
雇用保険分	73100円	864502円
一般拠出金	85391円	1707円

区分	⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加既算保険料額 (⑫×⑬)
労働保険料	18.00		1346526円
労災保険分	2.50		213475円
雇用保険分	15.50		1133050円

区分	⑮ 保険料算定基礎額	⑯ 確定保険料額
前分	36,587円	91,467.5円
後分	48,803円	122,007.5円
合計	85,390円	213,475円

区分	⑰ 雇用保険率	⑱ 確定保険料額
前分	9.50	290,576.5円
後分	13.50	573,925.5円
合計		864,502円

※1 全ての労働者が雇用保険の対象者の場合（労災・雇用保険の算定基礎額が同一）の端数処理について  
 (二)+(ホ)に一円未満の端数が生じる場合には残したままとしますが、全ての労働者が雇用保険の対象者であり（労災・雇用保険の算定基礎額が同一）、かつ、(ヌ)+(ル)に生じた一元未満の端数と合算すると1円以上となる場合には、(二)+(ホ)を切り上げた金額を⑯確定保険料(ロ)に転記してください。  
 (例) 全ての労働者が雇用保険の対象者の場合  
 (二) + (ホ) 12345.5円・・・端数0.5円  
 (ヌ) + (ル) 67859.5円・・・端数0.5円  
 端数を合算すると1円以上になるため、⑯確定保険料(ロ)には12,346

※2 (ヌ)+(ル)に一円未満の端数が生じた場合には、残したままにしますが、⑯確定保険料(ホ)には切り捨てた金額を転記してください。

・電子申請を体験してみませんか  
 いつでも・どこでも・手続可能  
 ・労働働保険料の納付は口座振替が便利です  
 保険料の引き落とし日に最大約2か月のゆとり



◎【様式変更】賃金集計表 各月の集計欄に「令和4年度前期及び後期計（小計）」、最下部に「令和4年度 確定保険料算定内訳」が新設

区分	労災保険および一般拠出金（対象者数及び賃金）						雇用保険（対象者数及び賃金）						
	(1) 雇用労働者		(2) 役員で労働者でない人		(3) 臨時労働者		(4) 合計（(1)+(2)+(3)）		(5) 雇用労働者		(6) 役員で雇用保険の資格のある人		(7) 合計
令和4年	4月	10	4,967,833	15	966,412	25	5,934,245	10	4,967,833	10	6,819,784	10	4,967,833
令和4年度	前期計	68	30,587,687	0	0	82	6,200,230	150	36,587,917	68	30,587,687	0	68
令和5年	1月	10	6,819,784	15	1,021,447	25	7,841,231	10	6,819,784	10	6,819,784	10	6,819,784
令和5年度	後期計	67	42,513,118	0	0	85	6,282,991	152	48,803,109	67	42,513,118	0	67
合計	135	73,100,805	0	0	167	12,293,221	302	85,391,026	135	73,100,805	0	135	

令和4年度 確定保険料算定内訳 (新設)

区分	労働保険分		雇用保険分	
	① 算定基礎額	② 確定保険料額	③ 算定基礎額	④ 確定保険料額
前期分	36,587円	91,467.5円	30,587円	290,576.5円
後期分	48,803円	122,007.5円	42,513円	573,925.5円
合計	85,390円	213,475円	73,100円	864,502円

① 適用期間（前期・後期）に該当する保険料算定基礎額を集計表から転記してください。王目未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨ててください。  
 ② 【労災保険分】令和4年度労災保険率（またはマニット料率）を(ハ)に記入してください。【雇用保険分】適用期間（前期・後期）に該当する雇用保険率(子)。(リ)に記入してください。  
 ③ ①欄の額に②欄の率を乗じた額を記入し、一元未満の端数が生じた場合であってもその端数は切り捨ててください。  
 ④ 【労災保険分】③欄の(二)+(ホ)に一円未満の端数が生じる場合は、その端数を除いて端数を切り捨てた額を(ロ)に記入してください。【雇用保険分】③欄の(ヌ)+(ル)に一円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額を(フ)に記入してください。  
 (2) 二元適用事業が労災保険分を申告する場合は、算定基礎額は次表により算定し、申告書に転記してください。  
 (3) 一元適用事業及び二元適用事業が一般拠出金を申告する場合は、算定基礎額は次表により算定し、申告書に転記してください。  
 (10) の合計額を千円未満を切り捨てた額 申告書⑩欄(ロ)へ転記

# 令和5年度全国安全週間実施要綱

東京労働局 労働基準部 安全課

**趣旨** 全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で96回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和4年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年を上回る見込みであり、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、本年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、特に初年度となる令和5年度においては、労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和5年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

## 高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

**期間** 7月1日から7月7日までとする。なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

### 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1)安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2)安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3)安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4)労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5)緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6)「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

### 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

- (1)安全衛生活動の推進
- (2)業種の特性に応じた労働災害防止対策
- (3)業種横断的な労働災害防止対策

※令和5年度全国安全週間実施要綱全文については、厚生労働省ホームページをご参照ください。

# STOP! 熱中症 令和5年5月～9月 クールワークキャンペーン実施中

東京労働局 労働基準部 健康課

厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまが協力して、熱中症予防対策に取り組みましょう！

**熱中症を防ぐには** 直射日光等により高温・多湿になる屋外作業場などでは、熱中症を予防するため次の対策に努めてください。

## 1 作業環境管理

- JIS規格「JIS Z 8504」又は「JIS B 7922」に適合したWBGT指数計によりWBGT値を測定する。
- 直射日光や照り返しを遮る簡易な屋根等を設けたり、適度な通風又は冷房の設備を設ける。
- 作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設ける。
- 水分や塩分を補給するための飲料水等、身体を適度に冷やすための氷等を備え付ける。

## 2 作業管理

- 作業休止時間や休憩時間を確保し、高温多湿作業場所での連続作業時間を短縮する。
- 計画的に熱への順化期間を設ける。(梅雨明け直後、夏休み時期明け、新規配属者に特に注意)
- 喉が渇くといった自覚症状がなくても、作業前、作業中、作業後に定期的に水分や塩分を摂取する。
- 服装は透湿性と通気性のよいもの、帽子は通気性のよいものを着用する。(身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討)

## 3 健康管理

- 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢等の疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。
- 作業開始前に、朝食未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態を確認し、必要に応じ、作業の配置換え等を行う。
- 作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして健康状態を確認する。(労働者からの申出も促す)

## 4 労働衛生教育

- 労働者を高温多湿場所で作業させる場合、作業の管理者と労働者に対してあらかじめ、①熱中症の症状、②熱中症の予防方法、③緊急時の救急処置、④熱中症の事例、について労働衛生教育を行う。

## 異常時の措置～少しでも異変を感じたら～

- いったん作業を離れ、休憩する
- 病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- 病院へ運ぶまでは一人きりにしない

## 救急処置

熱中症を疑わせる症状が現れた場合には、次の応急処置を行うとともに、呼びかけに応じない、返事がおかしいなど意識障害がある場合には救急隊を要請、自力で水分を摂取できない、症状が回復しない、その他必要と認める場合には医療機関へ搬送してください。

- 暑い現場から涼しい日陰か、冷房が効いている部屋などに移す。
- 衣類を脱がせて(緩めて)、可能な限り露出させた皮膚に水をかけ、うちわ、扇風機の風に当て、寝かせた状態では下肢を持ち上げて高くする。
- 水分と塩分の摂取を行う。

令和4年に発生した熱中症の発生事例(東京)

発生月時間	業種	発生状況	発生時気温 (発生日最高気温)	休業見込 日数等
6月 15時	ビルメンテナ ンス業	請負先事業場でごみ収集・集積作業を行っていたところ、自力で歩けない・けいれんの症状となり、救急搬送されたもの。	34.8℃ (35.7℃)	死亡
7月 11時	小売業	調理場の唐揚げを揚げる釜の近くで作業中、熱中症の症状となったもの。	28.4℃ (31.0℃)	約14日
7月 17時	陸上貨物 運送事業	営業所内で荷物の仕分け作業中、倦怠感・吐き気の症状となり、救急搬送されたもの。	30.7℃ (33.6℃)	約7日
8月 15時	警備業	交通誘導警備中、立ってられないなどの症状となり、応急処置を行ったが改善せず、救急搬送されたもの。	35.2℃ (35.9℃)	死亡
8月 17時	建設業	現場の片付け作業を行っていたが、意識を失った状態で発見されたもの。	32.5℃ (36.1℃)	約1月

(参考)気温は、東京管区気象台(千代田区北の丸公園)の値です。

## 熱中症予防対策にご活用ください

### オンライン講習動画など熱中症予防対策情報のポータルサイト

厚生労働省委託事業「職場における熱中症予防情報」

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

### 東京労働局版 熱中症予防対策リーフレット・ポスター

[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage\\_00329.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage_00329.html)

(「東京労働局」「熱中症予防対策」で検索)



# 熱中症予防管理者研修のご案内

気象庁の関東甲信地方における夏の天候見通しによれば、6月～8月の平均気温は「平年並みか高い」としており、早期に熱中症の管理体制を整えておくことが求められます。

東基連では中央支部による熱中症予防管理者研修を開催することとしています。皆様のご参加をお待ちしています。

**日程** 令和5年6月2日(金)、23日(金)、7月3日(月)

申込・詳細はパソコンやスマートフォン等でwebにて

URL <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/nettyuusyou.html>

右のQRコードを読み取ると詳細のページにアクセスいただけます。



# 「賃金構造基本統計調査」ご協力をお願い

毎年7月に実施しています

東京労働局 労働基準部 賃金課

賃金構造基本統計調査は、統計法に基づく基幹統計「賃金構造基本統計」の作成を目的とする統計調査であり、主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするものとして全国的に実施しているもので、厚生労働省が毎年6月(一部は前年1年間)の状況を調査しています。調査結果は、各企業、団体等における賃金決定のみならず労務管理等の資料として広く利用されているほか、最低賃金の決定、損害賠償請求訴訟における逸失利益の算定等の各種施策の基礎資料として必須のものとなっております。

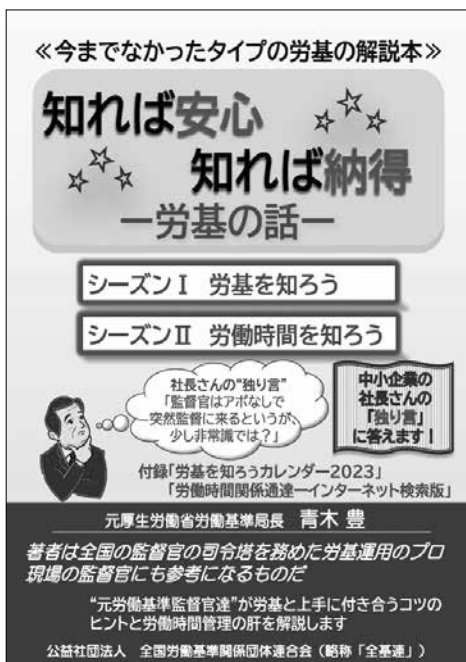
調査対象の事業所には、たいへんお手数をおかけしますが、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、令和4年の賃金構造基本統計調査の結果は、厚生労働省のホームページ([https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou\\_a.html](https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou_a.html))に掲載されています。

問合せ先 東京労働局 労働基準部 賃金課 ☎ 03-3512-1614

## 全基連新刊

# 「知れば安心 知れば納得—労基の話—」



中小企業の経営者向けに“元労働基準監督官”らが、「労基」と上手く付き合うヒントと労働時間管理の肝を解説!!!

本書は、元労働基準監督官達が協力して執筆した、今までになかったタイプの労基の解説本であり、《読みやすく、分かりやすく、ちょっとだけ専門的で、真摯な経営者に寄り添う》そんなコンセプトで、中小企業の経営者向けに、労基との上手に付き合うコツのヒントと労働時間管理の肝を解説しています。

本書の具体的な特色は、以下のとおりです。

- (1)「社長さんへの独り言」へ答える形式での親しみやすい構成
- (2)少し専門的な情報は「もう少し詳しく」で解説する構成
- (3)基礎的な知識は「ここから始まる《基礎知識》」でコンパクトに解説する構成
- (4)一般の解説本にはない知識やノウハウも掲載
- (5)付録として以下の情報をネットから閲覧可能
  - ・労基を知ろうカレンダー 2023
  - ・労働時間関係通達—インターネット検索版—
- (6)「シーズン1 労基を知ろう」「シーズン2 労働時間を知ろう」の2テーマで構成

2023年4月15日発行 労働関係研究会 2022(編著) 公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会(発行)

A5判/132頁 定価 1,540円(本体 1,400円+税) 送料別途

東基連でも斡旋販売しています。お問い合わせは TEL: 03-6380-8305 総務会計課まで

分からないことは、なんでも「蓮美部長」に聞いてみよう！

第18回

## 桃樹の「労務・安全衛生 深掘り探訪記」

皆さん、こんにちは！ 私は「桃樹」、東基連に入職して3年目。まだまだ経験不足ですが、会員の皆様のために全力で頑張ります。

さて、そんな私が、日頃、疑問に感じた事柄について、「労務・安全衛生の専門家」にして、私の上司、「蓮美部長」に、その疑問をぶつけ、深く、深く、回答を探っていくコーナーです。宜しくお願い致します。



桃樹さん



蓮美部長

### 蓮美部長は、酒豪番付け「横綱クラス」？

蓮美部長 桃樹さん、随分、熱心にパソコンのサイトを覗いているわね。あら、「獺祭」。この日本酒、美味しいのよね。大好き！

桃樹さん 蓮美部長！ さすが詳しいですね！ 東基連の酒豪番付けでは、横綱クラスと噂されていますのも頷けます。

蓮美部長 ちょっと待って、桃樹さん！ 私が酒豪番付けの横綱クラス？ 誰がそんなことを？ 新型コロナウイルス感染症の影響で、この3年、みんなでお酒を飲む機会はあまり無かった筈よ。

桃樹さん はい、私が入職してからこの3年、そういう機会は殆ど無かったのですが、先輩たちが「蓮美部長は凄い!!」と話していましたよ。それも、日本酒の大吟醸好みとか。

蓮美部長 あら、そこまで知られているのでは、仕方ないわね。美味しい日本酒、特に純米大吟醸は日本が誇る芸術品よ。いま桃樹さんが見ていた「獺祭」も、美味しいわ。桃樹さんは飲んだことはあるかしら。

桃樹さん はい、祖父の喜寿のお祝いの席で、叔父さんが持ってきた「獺祭」を、一度だけ飲んだことがあります。日本酒は正直、よく分からないのですが、この獺祭はとても美味しかったです。

この純米大吟醸「獺祭」は、山口県岩国市の「旭酒造(株)」という会社が作っているのですね。このサイトで紹介されているのを読んで知りました。



フラッグシップ獺祭 23(旭酒造(株)提供)

### 「賃金引き上げ特設ページ」が開設されました

蓮美部長 何のサイトで紹介されているの？

桃樹さん 厚生労働省のHPにある「賃金引き上げ特設ページ」です。

蓮美部長 物価上昇をカバーするような賃金引き上げの実現が求められていることを受け、厚生労働省が開設した特設ページね。

桃樹さん はい、この特設ページ、とても充実しているんです。

蓮美部長 まだ覗いてないけど、そんなに充実しているの？

桃樹さん そうなんです。大きく分けて3つのコンテンツで構成されています。

一つめは「賃金引き上げ事例」の紹介。二つめは「平均的な賃金額の検索」。そして三つめが「賃金引き上げの支援策」です。



久杉橋&本社蔵(旭酒造(株)提供)

蓮美部長 桃樹さん、ちょうど良い機会だから、この「賃金引き上げ特設ページ」について、読者の皆さんに紹介して貰えるかしら。

桃樹さん 分かりました。<sup>がってんしょうち すけ</sup>合点承知の助です。

蓮美部長 桃樹さん、「合点承知の助」とは、また古い江戸言葉を知っているのね。とても素敵よ。

桃樹さん わっ、蓮美部長に褒められた。照れちゃいます。

### 様々な企業の賃金引き上げ事例をご紹介します

桃樹さん この特設ページは厚生労働省のホームページにあるのですが、ネットで「賃金引き上げ特設ページ」と打ち込むと直ぐにヒットします。

蓮美部長 それは、ありがたいわね。最初は実際に賃金を引き上げた事例の紹介ね。

桃樹さん そうです。先程、お話した純米大吟醸「獺祭」を作っている「旭酒造(株)」さんを始め、16の企業の賃金引き上げ事例が、写真を沢山使用して、分かりやすく紹介されています。

蓮美部長 今月号(6月号)では、東京労働局の賃金課さんも、この特設ページについて紹介してるわね。

桃樹さん そうです。今月号の21ページに、東京労働局の賃金課さんが「賃金引き上げ特設ページを開設しました!」という記事を載せていますので、併せて読んで頂きたいと思います。

蓮美部長 その通りですね。ところで、この特設ページの事例では、企業の社長さんや、従業員さんの声も書かれているのね。幾つか紹介して貰えるかしら。

桃樹さん はい。どれも興味深いものばかりなのですが、まずは、水産業が盛んな山口県下関市の食料品製造業の「市村蒲鉾(有)」さんです。

蓮美部長 社名の通り、蒲鉾を作っている会社さんかしら。

### 老舗の蒲鉾屋さんが、業務改善助成金を活用した賃上げで人材を確保

桃樹さん そうです。創業が1931年(昭和6年)と言いますから、創業100年に近い老舗の蒲鉾メーカーさんです。従業員さんは50名で、そのうちパートさんが40名。

蓮美部長 この会社は、どのようにして賃上げを実施したのかしら？

桃樹さん 業務改善助成金を活用し賃上げを実施したのですが、**具体的には2021年度の業務改善助成金の申請を機に、パート従業員の事業場内最低賃金(時間額)を91円引き上げたそうです。**

その際、長期間勤務のパート従業員にはそれぞれに応じて上乘せし、不公平感を生じさせない賃金バランスとしたとも。

蓮美部長 そうすると、長い間働いておられたパート従業員さんは喜んだでしょうね。

桃樹さん そうなんです。従業員さんからは感謝の声が寄せられ、その後、60歳代以上のパート従業員の応募者も増えたそうです。

蓮美部長 業務改善助成金の活用はどのようにしたの？

桃樹さん はい、**2021年に業務改善助成金を活用して、自動包装機械を導入したそうです。**

これによって、慣れと勘を要していた包装フィルムの張り具合や位置合わせなどの微調整も容易となって、時間のロスが減少しただけではなく、オペレーターのストレスもかなり軽減され、生産性の向上に大きく貢献することになったと。

蓮美部長 従業員さんを大切にすることが大事なのね。

桃樹さん そうですね。この企業の事例を見ると、老舗の技術と品質の伝承が大切。それを受け継ぐ人材確保が重要な課題。そのためには、パート従業員の時間額と正社員の初任給を引き上げ、従業員のモチベーションを高め、生産性向上に繋がれば、継続的な賃上げが実現できることが感じられます。

蓮美部長 まさに、賃上げで人材を確保し、老舗の技術と品質を伝承していこうとする事例ですね。

他にも、様々な企業の事例が紹介されているのね。

**桃樹さん** はい、製造業だけではなく、ホテル業や旅館業等のサービス関係の企業。また、バス、鉄道、モノレールなどの交通・観光事業や、トラックによる貨物運送業。更にはイチゴ・サツマイモの生産・販売を行う企業など、幅広い企業の事例が集められています。

### これが凄い!! 地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

**蓮美部長** どれも、業務改善助成金を活用して、賃上げを実現した事例ね。

多くの企業が、活用して欲しいわね。

「賃金引き上げ特設ページ」の二つ目のコンテンツは何だったかしら？

**桃樹さん** 二つめは「地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能」です。これが凄いです。ともかく凄い!!

**蓮美部長** 桃樹さん、落ち着いて、落ち着いて、前回はそうだったけど、血圧が上がるから、はい深呼吸。

**桃樹さん** 蓮美部長、ご配慮ありがとうございます。フーっと深呼吸。(笑い)

それですね。この機能が凄いです。「賃金引き上げ特設ページ」にアクセスして、地域を選択し、業種を選択し、職種を選択すると、平均的な賃金額が分かるんです。

**蓮美部長** もう少し具体的に説明して貰えるかしら。

**桃樹さん** はい、例えば「地域」ということで、知りたい都道府県名を選択すると、その都道府県で働く人の5歳刻みの年齢別で、平均的な賃金額が一覧表になって示されます。20歳から24歳、25歳から29歳という具合です。

**蓮美部長** 年齢別に示されるというのは分かったけど、「平均的な賃金額」というのは？

**桃樹さん** 平均的な賃金額とは「所定内給与(月額)」と「所定内給与額時給」と「年間賞与等特別給」です。所定内ですから、時間外割増手当等を含まない額ですね。

ちなみに、「所定内給与額時給」は「所定内給与額」を「所定内実労働時間数」で除したものの値を平均したものだそうです。

### 業種別、職種別の平均的な賃金額も分かります

**蓮美部長** 業種別や職種別も分かるの？

**桃樹さん** はい、その通りです。例えば「東京都」を選択して、次に「業種」を選ぶと、その業種の年齢別の平均的な賃金額の一覧が出てきます。

更に、例えば「金属プレス従事者」という「職種」を選ぶと、東京都の「金属プレス従事者」の「平均年齢」と、先程お話しした「所定内給与(月額)」等が示されます。

**蓮美部長** そうすると、それぞれの企業等が自社の賃金額について、同じ地域の同業種の平均と比べて、職種別・年齢別にどのようなレベルにあるかが分かるということね。

**桃樹さん** そうです。企業内において賃金額を決める時の参考として使えると思います。

**蓮美部長** これらのデータは、何を根拠にしているのかしら？

**桃樹さん** 出典は、厚生労働省が行っている「賃金構造基本統計調査」です。

少し専門的になりますが、この賃金構造基本統計調査の「(一般労働者)都道府県別第2表 都道府県、職種(大分類)、性別、きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額(産業計)」または「(一般労働者)都道府県別第3表 都道府県、職種(特掲)、性別、きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額(産業計)」の、都道府県ごとの職種別の2020~2021年の2年間の数値を平均したものです。

**蓮美部長** 少しと言うか、かなり専門的ね。でも、この「賃金引き上げ特設ページ」で平均的な賃金額の概





要を把握して、もう少し詳しく知りたい場合には「賃金構造基本統計調査」を確認すれば良いのね。

**桃樹さん** その通りです。「賃金構造基本統計調査」の調査結果も、厚生労働省のホームページに掲載されていますから、簡単に確認できます。

### 賃金引き上げの支援のポイントは「業務改善助成金」

**蓮美部長** この「賃金引き上げ特設ページ」の三つめのコンテンツが「賃金引き上げに関する中小企業向けの支援策」ね。

**桃樹さん** そうです。先程の事例でも、中小企業の多くが業務改善助成金を活用して、賃金の引き上げを実施しました。

**蓮美部長** 桃樹さん、業務改善助成金について、簡単に説明して貰えるかしら。

**桃樹さん** はい、一言で言うと、事業場内で最も低い時間給(事業場内最低賃金)を30円以上引上げ、生産性向上に資する設備投資などを行う場合、その設備投資などに要した費用の一部を国が助成する制度です。

**蓮美部長** 対象となる事業者はどのような範囲ですか？

**桃樹さん** 「中小企業事業者であること」と「申請する事業場の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること」です。

**蓮美部長** 支援内容は、どのようになっているのかしら？

**桃樹さん** 設備投資などに要する費用に助成率を乗じた金額が、助成上限額の範囲内で支給されます。詳しくは東京労働局のホームページに掲載されていますので、そちらを確認すると良いですね。

**蓮美部長** 今月号(6月号)の「会報 東基連」でも、東京労働局の賃金課さんが「業務改善助成金」について、解説しているわね。

**桃樹さん** そうです。今月号(6月号)の22ページに、業務改善助成金について詳しい説明が掲載されていますので、こちらも是非読んで頂きたいです。



### 労働基準監督署の取り組み

**桃樹さん** ところで、令和4年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」において、「労働基準監督署による企業への賃上げ支援等」、「賃金引上げのための各種支援策・好事例等の周知広報」などが盛り込まれたことについて、会員の方から質問されたのですが、具体的にはどのようなことを行うのでしょうか？

**蓮美部長** 具体的には、労働基準監督署において、企業が賃上げを検討する際の参考となる地域の賃金や企業の好取組事例が分かる資料を提供することにより企業の賃上げへの支援を行うことや、ウェブサイトやインターネット広告を利用した各種の賃上げ施策、支援策、地域の賃金や企業の取組事例などについても周知、広報を行い、社会全体における賃金引上げに向けた機運の醸成に取り組んでいるそうよ。

**桃樹さん** なるほど、分かりました。この内容で会員の方に説明します。

### 「賃金の引き上げ」や「業務改善助成金」等については、関係機関に相談しましょう

**蓮美部長** 今日の桃樹さんの説明、とても良く分かりました。ありがとうございます。

**桃樹さん** いえいえ、私こそ勉強になりました。ありがとうございました。

読者の皆様、「賃金の引き上げ」については「東京働き方改革推進支援センター」(電話番号：0120-232-865)や、「業務改善助成金」については「業務改善助成金コールセンター」(電話番号：0120-366-440)または、東京労働局の雇用環境・均等部企画課さんにご相談ください。親切に対応して下さると思います。

さて、読者の皆さん、今月号も「労務・安全衛生 深掘り探訪記」にお付き合い下さり、ありがとうございました。暑い時季に入ります。熱中症には十分に気を付けて、お過ごしください。



さんぼくん

独立行政法人 労働者健康安全機構

# 東京産業保健総合支援センター研修案内 (令和5年6月～7月)

## ◆産業保健研修◆

令和4年12月開催分から、従来の「保健師・看護師研修」「人事・労務・衛生管理者研修」を統合して「産業保健研修」といたしました。産業看護職・人事労務担当者等、産業保健スタッフを対象とした研修です。

※単位等の取得はできません。

- 研修は当センターのホームページからお申し込みください。※利用者登録(無料)が必要です。
- 当センターが主催する研修は、すべて無料で受講できます。
- 研修は当センターの研修室で開催しています。会場が異なる場合は表記いたしますのでご注意ください。

〒102-0075 東京都千代田区三番町  
6-14 日本生命三番町ビル3F

TEL : 03-5211-4480

FAX : 03-5211-4485

URL : <https://www.tokyos.johas.go.jp/>

## 会場研修

研修日時	研修テーマ	講師	定員
6月7日(水) 14:00～16:00	<b>労働安全衛生管理基礎講座③</b> 「労働安全衛生法」の中で労働者の健康管理(衛生管理)に関連する条文は数多くあります。実際には、「労働安全衛生法」だけでなく「労働安全衛生規則」をはじめとした諸規則の理解も必要になります。 本講座ではテキストに当センター発行「令和4年度版労働衛生のハンドブック」を使用し、法令に基づく労働衛生管理の基礎について4回に分けてわかりやすく解説します。また労働衛生に関する最新の動向もご紹介します。 今回はその3回目で、心と身体健康づくり(メンタルヘルス、過重労働による健康障害防止対策を含む)、職業性疾病等について解説します。 本講座は令和4年度に実施した同名の講座と同様の内容となっておりますが、令和4年に改正された法令等については改正後の法令に基づき解説します。 なお、「令和4年度版労働衛生のハンドブック」は、当センターのホームページに掲載しております。	中山 篤	45
6月12日(月) 14:00～16:00	<b>社内研修の進め方～ラインケア～</b> コロナ体制下ではコミュニケーションの在り方、距離感等が注目され、ラインケアの必要性が再認識されておりました。 コロナ(with, after)とともに進めるラインケアについて、最至近のトピックスを含めた社内研修内容を提供したいと考えています。	松井 知子	45
6月13日(火) 14:00～16:00	<b>小売業・飲食店における労働災害防止の進め方</b> 小売業、飲食店の労働災害は未だ増加傾向にあり、わが国の労働災害防止推進上の大きな課題です。本研修では、小売業、飲食店の労働災害を防止するため、職場巡視等に役立つ業態別の労働災害の特徴、労働災害を防止させた企業の労働災害防止対策の具体的な取り組み好事例、さらには、これらの業種で最も多発している転倒災害を防止するため、転倒災害の心理的・内的要因、転倒経験者インタビュー調査結果、転倒リスクに係る身体機能低下の計測方法例、転倒予防体操事例、運動器外傷データを用いた転倒データ分析結果などを紹介します。	労働安全衛生総合 研究所 新技術 安全研究グループ 特任研究員 高木 元也	45

研修日時	研修テーマ	講師	定員
6月14日(水) 14:00~16:00	<b>労働衛生管理の基礎と事例</b> ～安全衛生委員会の運用と活性化および管理監督者の関わりについて～ 基礎と事例シリーズは受講者の皆様からのアンケートに基づきテーマを設定しています。 今回は、二部構成で実施します。第一部でテーマの法律面・現場の実務面の説明をします。 第二部で各企業における「安全衛生委員会の運用と活性化および管理監督者の関わり」について「知る、聞く、話す」を基に簡単なセッション(グループワーク)を行います。	吉田 守	45
6月19日(月) 14:00~16:00	<b>知っておくと便利な自前で出来る社内研修のツール～コミュニケーション研修の進め方～</b> 研修の計画・実施担当者は、研修にはどんな業務が発生するのか、何から手をつけたら良いかに苦労しておられると思います。 研修には実施の目的や考え方があるため、計画を立てる前に、まずは業務の全体像を把握することが大切です。 本研修ではコミュニケーション研修内容や研修方法、カリキュラム計画について話します。	森崎 美奈子	45
6月21日(水) 14:00~16:00	<b>働く人の健康づくりは日常生活の動作改善から～「転倒防止」「腰痛・肩こり予防」～</b> 働く人の身体機能低下による「腰痛」「肩こり」の慢性化、「転倒」などの労働災害が増加しています。 この講習会では、関節などにふれながら骨、筋肉、関節を連動して動かす「骨ストレッチ」を紹介していきます。骨ストレッチを行うと、日常生活の動作の筋肉への負担が減り、楽に動けるようになるので「腰痛」「肩こり」などの予防になります。また、骨・筋肉・関節が連動して動くので脚も上がりやすくなり、「転倒」災害の防止につながります。 実技を交えながらの講習会ですが、普段着で年齢に関係なく、誰でもその場で簡単に実施できます。また、職場で無理なく展開できる方法について紹介しますので、この機会に体験していただき職場の健康づくりに役立てていただきたいと思います。 ◆重要◆マスク着用で体を動かしますので、水分補給のため、飲み物をご持参ください。	スポーツケア 整体研究所(株) 小沼 博子	29
6月26日(月) 14:00~16:00	<b>病気をもつ労働者と職場へのより良い支援のために</b> ～治療と就労のバランスを支えるヒント～ 本研修では、近年増えている病気(がん、難病など)をもつ労働者が、治療と就労のバランスをとれるようにすることを目指して、どのような支援が望まれるか、どのように支援を進めるかについて、事例検討を含めて学びます。 グループワークの代わりに、研修内でワークシートを記入・提出いただくことで質問・考えを共有しながら、全員で学びを深めていきます。 ・両立支援度チェック ・事例をもとに、がんをもつ社員の就労支援を考える □勤務スケジュールの配慮 □職務内容の配慮と、同僚への伝え方 □両立を支える職場づくり ※本研修では個人ワークを行い、提出いただいた内容を講師が共有させていただきます。	佐々木美奈子 伊藤 美千代	45
6月27日(火) 14:00~16:00	<b>産業保健スタッフのための定期健康診断の実際(基礎編)</b> 定期健康診断は産業保健の基礎となるものです。この健診がどのような法律に基づいて行われるのか、誰が行うのか、結果の取り扱いについてどのような規則があるのか等基本的な解説をします。また、実際に職場で困った事、苦勞した事例などありましたらお持ち下さい。皆さんで検討しましょう。	高山 俊政	45
7月5日(水) 14:00~16:00	<b>実践に基づく職場復帰支援の事例について</b> ・上司との関係で出社できない、職場にも行けなくなった。 ・入社後の間もなく体調不良となり出社できなく休職してしまった。 ・摂食障害が進み休職せざるを得ない状態になってしまった。 など、いくつかの事例に基づき、個と組織における支援体制のあり方を一緒に考え、どのような方々から支援を受けるか、どのような方々と連携をするかなど、職場復帰支援につなげた対応等について、産業保健スタッフとしての姿勢をお伝えできればと思います。	菅野 由喜子	45
7月7日(金) 14:00~16:00	<b>働く人の健康づくりは日常生活の動作改善から～「転倒防止」「腰痛・肩こり予防」～</b> 働く人の身体機能低下による「腰痛」「肩こり」の慢性化、「転倒」などの労働災害が増加しています。 この講習会では、関節などにふれながら骨、筋肉、関節を連動して動かす「骨ストレッチ」を紹介していきます。骨ストレッチを行うと、日常生活の動作の筋肉への負担が減り、楽に動けるようになるので「腰痛」「肩こり」などの予防になります。また、骨・筋肉・関節が連動して動くので脚も上がりやすくなり、「転倒」災害の防止につながります。 実技を交えながらの講習会ですが、普段着で年齢に関係なく、誰でもその場で簡単に実施できます。また、職場で無理なく展開できる方法について紹介しますので、この機会に体験していただき職場の健康づくりに役立てていただきたいと思います。 ◆重要◆マスク着用で体を動かしますので、水分補給のため、飲み物をご持参ください。	スポーツケア 整体研究所(株) 小沼 博子	29

研修日時	研修テーマ	講師	定員
7月10日(月) 14:00~16:00	<b>労働安全衛生管理基礎講座④</b> 「労働安全衛生法」の中で労働者の健康管理(衛生管理)に関連する条文は数多くあります。実際には、「労働安全衛生法」だけでなく「労働安全衛生規則」をはじめとした諸規則の理解も必要になります。本講座ではテキストに当センター発行「令和4年度版労働衛生のハンドブック」を使用し、法令に基づく労働衛生管理の基礎について4回に分けてわかりやすく解説します。また労働衛生に関する最新の動向もご紹介します。今回はその4回目、快適職場、作業環境測定等の他、過重労働による健康障害防止対策にとって重要な労働基準法(労働時間管理関係)について解説します。本講座は令和4年度に実施した同名の講座と同様の内容となっていますが、令和4年に改正された法令等については改正後の法令に基づき解説します。なお、「令和4年度版労働衛生のハンドブック」は、当センターのホームページに掲載しております。	中山 篤	45
7月19日(水) 14:00~16:00	<b>第14次防労働災害防止計画の概要と重点</b> 新しい労働災害防止計画が、令和5年度からの5か年計画として始まります。労働災害防止計画は、労働安全衛生法に基づき厚生労働大臣が策定するものであり、国、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めています。重点事項として、安全衛生対策に取り組む企業が社会的に評価される環境整備、筋力等を維持するための運動プログラムの導入を含めた転倒災害・腰痛の防止対策の推進、高齢労働者の労働災害防止対策の推進、メンタルヘルス対策・過重労働対策・産業保健活動の推進、化学物質の自律的管理の推進などが定められています。この計画の概要と重点について解説します。	荒川 輝雄	45



第17回 桃樹のちょこっと用語  
「賃金引き上げ特設ページ」

政府一丸となって物価上昇に負けない賃上げの促進・中小企業支援に取り組んでいるなか、厚生労働省のホームページに開設された、賃金引き上げに関する情報を集めた特別なページ。

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載。

業務改善助成金など、各種支援策に関する情報も充実している。

# 賃金引き上げ特設ページを開設しました！

東京労働局 労働基準部 賃金課

現在、政府一丸となって物価上昇に負けない継続的な賃上げの促進・中小企業支援に取り組んでおり、厚生労働省においては、大企業を中心とした賃上げの動きを中小企業労働者や非正規雇用労働者へ波及させるべく、各種取組を実施しています。

このたび取組の一環として、賃金引き上げに関する情報を集めた特設ページを開設しました。賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。

賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用ください。

## 賃金引き上げ特設ページを開設！

この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。  
賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい！

### 賃金引き上げ特設ページのメニュー

**MENU1**

賃金引き上げに向けた  
取り組み事例の紹介

**MENU2**

地域・業種・職種ごとの  
平均的な賃金検索機能

**MENU3**

賃金引き上げに向けた  
政府の支援策の紹介

PICK UP!

### 地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

検索結果の例

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合計	374.0	2,299	1,381.4
～19歳	185.2	1,127	134.3
20～24歳	218.6	1,341	399.7
25～29歳	255.8	1,573	845.7
30～34歳	299.2	1,835	1,037.8
35～39歳	353.1	2,175	1,348.2
40～44歳	393.7	2,410	1,428.4
45～49歳	409.5	2,507	1,605.1
50～54歳	460.4	2,824	1,910.8
55～59歳	496.5	3,084	2,063.5
60～64歳	331.7	2,056	963.7
65～69歳	274.2	1,703	404.1
70歳～	248.8	1,533	248.1

職種	平均年齢	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
生産工程従事者	41.5歳	278.1	1,665	685.6
金属工作機械作業従事者	44.7歳	311.2	1,831	921.5
金属プレス従事者	42.4歳	294.7	1,754	840.6
板金従事者	41.7歳	299.6	1,688	478.5
金属彫刻・表面処理従事者	44.5歳	230.5	1,401	385.2
その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)	41.4歳	296.7	1,849	573.8

A県	1時間当たりの所定内給与額(円)	A県	1時間当たりの所定内給与額(円)
産業計	1,726	製造業	1,395

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック ▶

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 令和5年度業務改善助成金のご案内 (東京労働局)

東京労働局 労働基準部 賃金課

賃金引上げ・生産性向上のため中小企業を支援する、「業務改善助成金(通常コース)」が令和5年度も引き続きご利用いただけます。(※特例コースの申請受け付けは終了しました。)今後の賃金引上げに対応する通常コースの申請期限は令和6年1月31日です。令和5年度業務改善助成金については、令和4年度の助成内容から変更はございませんが、事業完了期限や助成金お支払いの手続きに一部変更が生じておりますので、詳しくは、業務改善助成金コールセンター(電話番号:0120-366-440)まで。ぜひご活用ください。

参照リーフレット 令和5年度業務改善助成金のご案内

## 令和5年度業務改善助成金のご案内

※申請期限:令和6年1月31日  
(事業完了期限:令和6年2月28日)

### 業務改善助成金とは?

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

**事業場内最低賃金の引き上げ** + **設備投資等** (機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など) → **業務改善助成金を支給(最大600万円)**

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

### 対象事業者・申請の単位

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

工場A 事務所B → 別々に申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる)事業場ごとに申請いただけます。

### 対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。  
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成対象経費の拡充や助成対象経費の具体例(「生産性向上のヒント集」)について、詳しくは、リーフレット中面をご覧ください。

### 助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>  
○事業場内最低賃金が863円 → 助成率9/10  
○8人の労働者を953円まで引上げ(90円コース) → 助成上限額450万円  
○設備投資などの額は600万円

540万円 (=600万円×9/10) > 450万円 (=助成上限額)  
(設備投資費用×助成率) (90円コースの助成上限額)

➡ 450万円が支給されます。

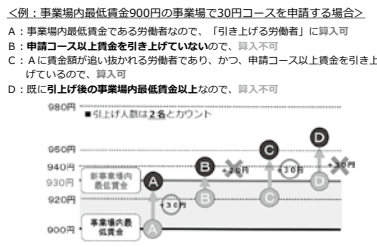
申請の流れや注意事項は裏面をチェック! 助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック!

助成上限額・助成率							
助成上限額					助成率		
コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額				
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者			
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円	870円未満 9/10		
		2~3人	50万円	90万円		870円以上 920円未満 4/5(9/10)	
		4~6人	70万円	100万円			
		7人以上	100万円	120万円			
		10人以上※	120万円	130万円			920円以上 3/4(4/5)
1人	45万円	80万円					
45円コース	45円以上	2~3人	70万円	110万円	( )内は生産性要件を満たした事業場の場合		
		4~6人	100万円	140万円			
		7人以上	150万円	160万円			
		10人以上※	180万円	180万円			
		1人	60万円	110万円			
60円コース	60円以上	2~3人	90万円	160万円	特例事業者 以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。		
		4~6人	150万円	190万円			
		7人以上	230万円	230万円			
		10人以上※	300万円	300万円			
		1人	90万円	170万円			
90円コース	90円以上	2~3人	150万円	240万円	① 賃金要件 申請事業場の事業場内最低賃金が20円未満である事業者		
		4~6人	270万円	290万円		② 生産性要件 売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者	
		7人以上	450万円	450万円			③ 物価・高経等要件 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者
		10人以上※	600万円	600万円			
		1人	90万円	170万円			

※10人以上の上乗額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象となります。

「引き上げる労働者数」の考え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることで、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)



<事業場内最低賃金とは？>  
 事業場で最も低い時給給付を指します。(ただし、業務改善助成金では、雇入後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)  
 事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県別の最低賃金)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。  
 ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等室または賃金課までお問い合わせください。

**助成対象経費の拡充**

特別事業者のうち、②生産性要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に関する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります。(パソコン等は新規導入に限ります)  
 また、生産性向上に関する設備投資などに「関連する経費」\*も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特別事業者(②・③の項)	助成対象経費の例
生産性向上に関する設備投資等	○	○	リーフレットのオモ字面をご覧下さい。
生産性向上に関する設備投資等のうち、定額7人以上または車両本体価格20万円以下の乗用自動車や貨物自動車・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に関する設備投資等に「関連する経費」*	×	○	広告宣伝費(チラシの制作費)、改築費(事務室等の拡大)、乳用事務機器や什器備品(机・椅子等)の購入など

※「関連する経費」とは  
 生産性向上に関する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

<生産性向上に関する設備投資等>  
 デリバラーサービスを行っている飲食店が、機動的に配達できるようデリバラー用3輪バイクを導入

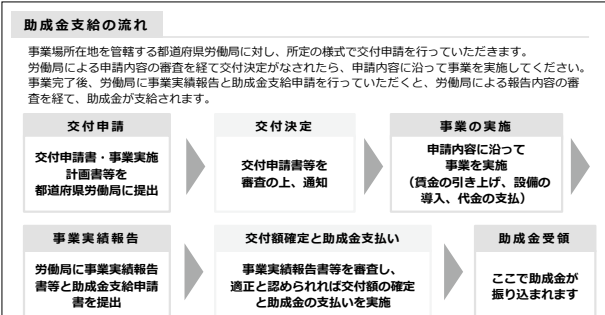
<関連する経費>  
 デリバラーサービスを幅広く開拓するための広告宣伝費を実施

**助成対象経費の具体例**

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上の事例集 ~最低賃金の引上げに向けて~

生産性向上のヒント集 検索



**注意事項・お問い合わせ等**

**注意事項**

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

**昨年度からの変更点**

- 事業完了期限が、2024(令和6)年2月28日<sup>※</sup>になりました。  
 ※やむを得ない理由がある場合は2024(令和6)年3月31日とする事も可能です。
- 事業完了後に行う事業実績報告と支払請求の手続きを一本化し、手続きを簡便にしました。

**参考ウェブサイト**

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」  
 最新の要綱・要領やQ&A(「生産性向上のヒント集」)、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト  
 全国の地域別最低賃金や中小企業支援策について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

**お問い合わせ**

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください  
**電話番号：0120-366-440** (受付時間 平日 8:30~17:15)

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)**です

厚生労働省 (R.5.4.1)

# 東京働き方改革推進支援センターご案内

進んでいますか？「働き方改革」

東京労働局 雇用環境・均等部 企画課

都内事業者のみなさまからの「働き方改革」に関するご相談に応じております。「働き方改革」を進めるための労務管理のお悩み、助成金、人材確保対策などについて、社会保険労務士等がサポートいたします。費用は無料です。お気軽にご相談下さい。

社員の働きすぎを  
何とかしないと…

ウチの会社が  
利用できる助成金は？

賃金アップしてあげ  
たいけどどうすれば…

同一労働同一賃金  
って何？

まずはご相談を!!

中小企業・小規模事業者の皆様へ

職場環境の整備・社員の待遇改善への対応はお済みですか？

(厚生労働省 東京労働局 委託事業)

## 東京働き方改革推進支援センター

が、事業主の皆様を **無料**でご支援いたします。

悩める経営者のチカラになります！



**ワンストップ  
無料相談**

特に、以下のお悩みや課題は  
迷わずご相談ください。

- 時間外労働・休日労働
- 36 協定
- 就業規則の見直し
- ハラスメント対策
- パート、アルバイト、派遣の  
「同一労働・同一賃金」
- 育児・介護休業の整備

※これらは相談事例の一部です。労務管理全般の  
ご相談もお受けします

当センターではご要望に応じ、  
企業経営や労務管理の専門家が無料で  
以下の支援をお手伝いしています。

<b>個別企業訪問</b>	<b>セミナー・講師派遣</b>	<b>常駐相談</b>
ご希望日に専門家が貴社を訪問 またはオンライン対応にて、 課題解決に向けた支援を行います。	お気軽にご参加いただける WEB セミナーやご要望に応じた セミナー講師派遣を実施しています。	当センター内で、電話・メール・ 来所による相談を行っています。

※オンライン(zoom 使用)でのご相談、セミナー開催も対応しています。

東京働き方改革推進支援センター(東京労働局委託事業)

所在地：〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-16-8 虎ノ門石井ビル 4 階

最寄駅：東京メトロ虎ノ門駅

TEL：0120-232-865(平日 9：00～18：00)

FAX：03-6206-7046 MAIL：tokyo@task-work.com





# 休憩室

BREAK  TIME

## 雑感

### (新型コロナ 5 類移行にあたり)

2020 年から 3 年以上にわたって続いた新型コロナ禍も、5 月 8 日に感染法上の位置づけが 5 類に移行したことに伴い、一つの区切りを迎えることとなりました。

私が勤務する会社においても、この 5 月 8 日をもって、約 3 年にわたって運用してきた感染防止ガイドラインを廃止いたしました。感染防止ガイドラインの内容は、(これは多くの企業等と同様だと思いますが)当初は、出張は原則禁止、会議もオンラインを原則とするなど、厳しい内容としておりました。しかし、その後、ワクチンの接種も進み、ウイルスの種類がデルタ株から比較的感染力が弱いオミクロン株に置き換わるなど状況の変化もあり、政府方針なども踏まえながら、徐々に緩和を進めてきたところです。そうした中で、会社の食堂については、5 月連休前まで人数制限やパーティションを設けておりましたが、連休後はコロナ禍前の状況に戻り、改めて一つの区切りを実感したところです。

新型コロナは「第〇波」と称されるように、感染状況の山谷があることが特徴です。会社の感染防止ガイドラインは基本的には政府等の方針に沿ったものとしておりましたが、感染者が多い時期には、社内から「もう少し厳しくした方が良いのではないか」という声が聞かれた一方、感染者が少ない時期には「もう少し緩和しても良いのではないか」という声があがることもありました。

新型コロナウイルスの感染防止対策は、基本

的に企業運営に一定の制限を設けることになるので、過剰な対応は控えるべきではありますが、新型コロナウイルスは感染者の対応だけでなく、濃厚接触者の対応、具体的には無症状であっても一定期間の就業制限を設ける必要があり、特に対面での就業が必要な業務については、濃厚接触者の人数によっては、事業運営にも多大な支障が出る可能性があり、どのような措置を取ることが適切であるか、バランスを取ることがに苦慮していたことも思い出されます。

新型コロナを契機に拡大した在宅勤務は、現在においても働き方の選択肢として継続しています。新型コロナが発生するまでは、ほとんどの者が経験していなかった在宅勤務ですが、在宅勤務の方が、効率が良い業務があることや、ワークライフバランスの確保につながるなど、在宅勤務の良さと、対面勤務の良さを上手くミックスしながら、新しい働き方の模索が続くのではないかと考えています。

新型コロナウイルスの対応はひとまず区切りがついたところですが、これまでの取り組みを改めて整理し、そこから得られた教訓や課題を、今後活かしていきたいと考えています。



T. M

# 行政の窓から

その505

## 労働保険適用徴収担当部署における取組

東京労働局 労働保険徴収部 徴収課

労働保険料は、労災保険と雇用保険の給付等に必要となる大切な財源であり、セーフティネットの財源確保のため、電子申請の更なる利用促進、労働保険料等の適正徴収及び口座振替納付の促進、労働保険の未手続事業一掃対策の推進、労働保険事務組合に対する監査・指導等の事項に重点的に取り組んでいきます。

労働保険料の徴収及び収納を担当する徴収課では、収納率の向上対策として、口座振替制度の周知・勧奨に取り組めます。

また、滞納されている保険料については、費用負担の公平性の確保を図る観点から、時効中断措置を確実に講じるとともに、効果的かつ効率的な納付督励を行い、再三の納付督励にもかかわらず納付の意思が認められない滞納

事業主、高額滞納事業主、累積滞納事業主に対しては、重点的に財産差押処分等の強制措置を実施します。

**労働保険料等の口座振替納付をご利用ください**(労働保険料等の口座振替にはこんなメリットがあります!)

- 納付のために金融機関へ行く時間が解消されます。
- 納付期限を気にすることなく、納め忘れの心配がありません。
- 手数料はかかりません。
- 口座引き落としの期日にゆとりができます。具体的な期日については収納第一係(電話 03-3512-1634)までお問い合わせください。

口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記した申込用紙(3枚1組)を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。申込用紙は厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

詳細は、厚生労働省ホームページ→検索 **厚生労働省 労働保険 口座振替** **検索**

口座振替をご利用いただいた場合は、年度更新申告書の提出を金融機関で行うことはできません。お手数ですが、最寄りの労働局または労働基準監督署へご提出ください。

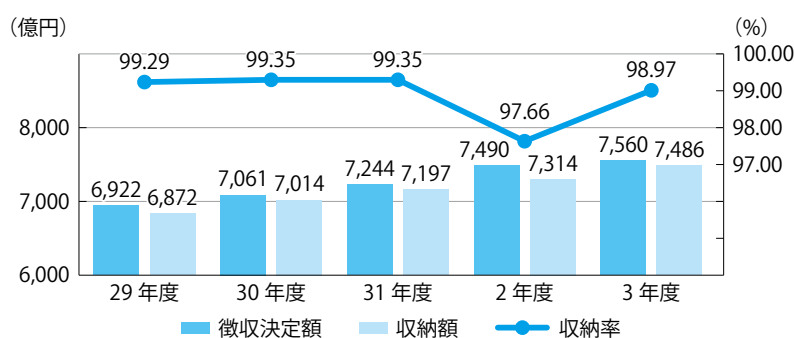
### 労働保険料等の納入証明について

入札参加資格、経営事項審査、特定技能外国人関係申請、助成金申請、領収書紛失(領収書の再発行はできません)等により労働保険料等の納付状況が必要となる場合には、「納入証明願」をご提出(原則郵送)いただくことにより納入証明(「未納なし」の証明)を行っております。

※様式は、東京労働局ホームページに掲載しております。

詳しくは徴収課徴収第二係(電話 03-3512-1632)までお問合せください。

なお、労働保険事務組合に委託している場合の窓口は事務組合室事務組合収納係(電話 03-3512-1645)になります。



労働保険料徴収決定額・収納額と収納率の推移(東京労働局管内)  
厚生労働省 労働保険の適用徴収状況(年報)より

# 運搬作業中の機械装置が倒れ、 床面との間に挟まれて死亡

業種 道路貨物運送業

職種 自動車運転者

## 災害発生状況

トラックの荷台上において、運搬していた機械装置(寸法：幅1.8m×高さ2.0m×奥行き0.5m、重量：約200kg)が倒れ、被災者の全身が機械装置と荷台の床面に挟まれ、死亡したものと見られる。

災害発生に至った作業内容は以下のとおり。

- 被災者を含めた2名の労働者が、並列に配置した2台の運搬台車上に機械装置を載せて運搬し、トラックの荷台後部部のテールゲートリフターを使用して、運搬台車ごとトラックの荷台上へと積み込んだ。
- 重量物を運搬することが多かったため、持ち運びが容易で、油圧ジャッキの爪を差し込むための溝を有した運搬台車を使用していた。
- トラックの荷台前方部まで運搬した後、運搬台車上からトラックの荷台の床面へと機械装置を接地させるため、
  - (ア)機械装置の下部に敷角材を差し込む
  - (イ)一方の運搬台車の溝に油圧ジャッキの爪を差し込み、機械装置を持ち上げ運搬台車を引き抜く
  - (ウ)油圧ジャッキの爪を降ろし、敷角材上に機械装置の底部を載せる
  - (エ)もう一方の運搬台車を引き抜くといった作業手順を採った。
- 当該作業手順は慣例的に行われており、作業手順書等による書面に定められたものはなかった。
- 運搬台車を引き抜いた後、機械装置とトラック荷台の床面との間にできた隙間に、油圧ジャッキの爪を差し込んだ後、爪を最高位置まで引き上げ、機械装置の一端をトラック荷台に接地させようとしたが、敷角材が一方に偏っていたため、設置させることができなかった。
- 敷角材の位置を変えるため、被災者ととも機械装置を支えていた労働者が、別の敷角材を取りに行った直後、被災者が支えていた機械装置がバランスを崩し、被災者の方向に倒れてきて被災した。

## 災害発生原因

- 運搬作業中に荷が倒れる危険性があったにもかかわらず、トラック荷台への接地を中止して、約200kgの荷を手で支えていたこと。
- 運搬作業に係るリスクアセスメントに基づいた作業手順が確立していなかったこと。

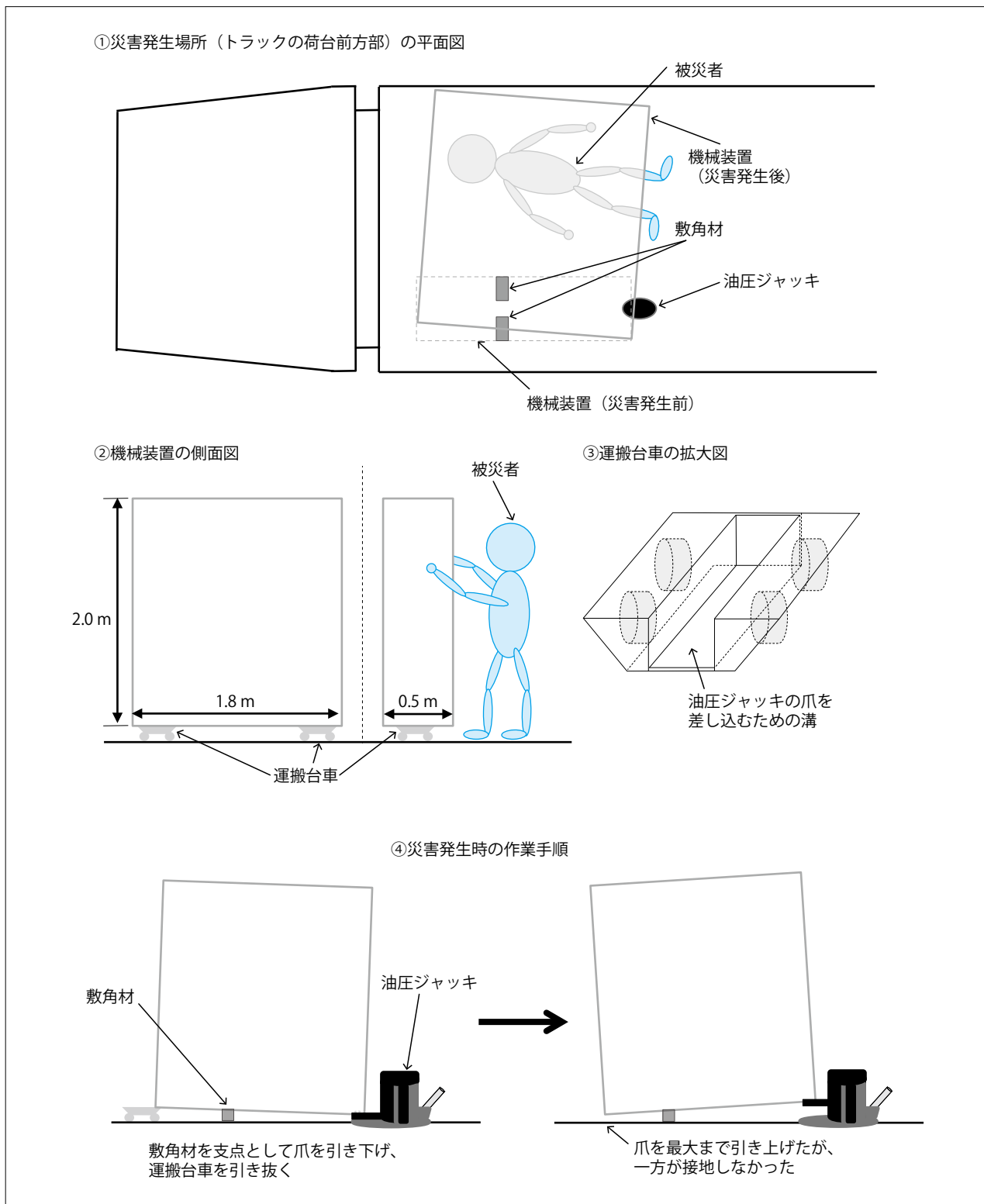
## 災害防止対策

重量物である荷の運搬作業における安全対策として、次の事項を検討すること。

- 荷の大きさ、重さ、運搬までの環境(作業当日の天候、移動経路の状況としての傾斜地、凹凸、平坦とする地面の状況等)を把握した上で、運搬に使用する機械や器具(クレーン、フォークリフト、運搬台車等)の選定及び運搬に係る必要人員等について検討すること。
- 1で検討した作業内容を基に実施する運搬作業に係る危険性を洗い出し、リスク低減を図った上で、作業手順を作成すること。
- 2で作成した作業手順は、運搬作業に関わる者全員で共有して、作業を行うこと。

- 4 1から3までに定めた事項については、関係労働者に対して安全衛生教育を行うこと。
- 5 作業手順と異なる事態等が発生した場合は、安全を確保した上で作業を中止し、改めてリスク評価と低減措置を講じた上で、作業を再開する

- 6 こと。
- 労働者に限らず運搬作業箇所の周辺にいる者に対しても、作業範囲や荷の運搬による危険性を周知させること。



※災害発生状況及び図は、実際の災害事例を参考に一部改変を加えているものであり、特定の災害の状況を正確に表しているものではありません。

# 令和 5 年 死亡災害発生状況 (対前年比較)

東京労働局 労働基準部 安全課

現在

5 人

## ●令和 5 年 死亡災害発生状況(4 月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	1	1	0
建設業	1	10	-9
土木工事業	0	1	-1
建築工事業	1	6	-5
木造家屋建築工事業	0	1	-1
その他の建設業	0	3	-3
陸上貨物運送事業 <sup>(注2)</sup>	2	2	0
ハイヤー・タクシー業	0	0	0
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	0	0	0
商業	1	0	1
小売業	0	0	0
保健衛生業	0	0	0
社会福祉施設	0	0	0
接客娯楽業	0	1	-1
飲食店	0	1	-1
清掃と畜業	0	1	-1
ビルメン業	0	0	0
その他の三次産業	0	3	-3
金融業	0	0	0
警備業	0	2	-2
その他(一次産業) <sup>(注3)</sup>	0	1	-1
全産業合計	5	19	-14

(注1)左段は令和5年4月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。  
(注2)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。  
(注3)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

前年同期

19 人

## ●令和 5 年 死傷災害発生状況(4 月末日現在)

業種別

	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	178	111	60.4
建設業	238	388	-38.7
土木工事業	51	86	-40.7
建築工事業	149	217	-31.3
木造家屋建築工事業	12	7	71.4
その他の建設業	38	85	-55.3
陸上貨物運送事業 <sup>(注3)</sup>	268	270	-0.7
ハイヤー・タクシー業	106	126	-15.9
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	111	82	35.4
商業	459	445	3.1
小売業	333	326	2.1
保健衛生業	1,129	1,709	-33.9
社会福祉施設	614	1,022	-39.9
接客娯楽業	248	208	19.2
飲食店	172	168	2.4
清掃と畜業	201	223	-9.9
ビルメン業	131	156	-16.0
その他の三次産業	400	446	-10.3
金融業	15	18	-16.7
警備業	79	91	-13.2
その他(一次産業) <sup>(注4)</sup>	17	18	-5.6
全産業合計	3,355	4,026	-16.7

(注1)左段は令和5年4月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。  
(注2)データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。  
(注3)「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。  
(注4)「その他(一次産業)」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

## 2023 年度法定講習等についての注意事項

東基連では、安全衛生研修センターのほか、各支部において講習会を開催しております。各講習の詳細につきましては、各開催回の開催案内(リーフレット又はHP(本部・各支部))をご覧ください。お問い合わせ・お申込みは31~32ページの「申込受付」あてにお願いいたします。会場の略称につきましては、以下をご覧ください。

- 申込受付は、講習開催日の3か月前の1日から開始します。定員になり次第締め切りとなりますので、事前に申込状況をご確認ください。講習会に関する詳細は東基連ホームページ又は講習案内をご覧ください。
- 「センター」の講習会場は、東京労働基準協会連合会安全衛生研修センターの本館又は別館となります。
- 「中央支部」の講習会場は、全て中労基協ビル4階ホールです。
- 上野・王子・足立荒川支部共催による雇入れ時安全衛生教育は、中労基協ビル4階ホールでのリアル開催と同時にZoomによる配信も行います。
- 上野・王子・足立荒川支部共催による熱中症予防教育セミナーは、東京都東職業能力開発センターで行います。
- 亀戸・江戸川支部共催会場は、「亀戸」が亀戸文化センター、「船堀」がタワーホール船堀の各会場です。
- 多摩地区支部(八王子支部・立川支部・青梅支部・三鷹支部)の会場無記載講習会場は、東基連たま研修センター：立川市曙町1-21-1 いちご立川ビル2階です。
- 多摩地区支部の講習の実技については、「昭島」は昭和飛行機工業(昭島市)、「日野日野」は日野自動車日野工場、「日野羽村」は日野自動車羽村工場です。
- 安全衛生研修センターで行う玉掛け、小型移動式クレーン、床上操作式クレーン、高所作業車(10m以上)、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習及び低圧電気特別教育の実技は、当連合会が指定した日に受講していただけます。
- 高圧・特別高圧電気特別教育の実技は、各事業場で実施していただけます。
- 建築物石綿含有建材調査者講習は、東基連ホームページの「建築物石綿含有建材調査者講習のご案内・お申込み」をご覧ください。

### 訂正

会報「東基連」5月号(No. 762) 10ページ掲載の適用・事務組合課長の氏名に誤りがございました。正しくは、「土屋貢紀」様です。以上のとおり訂正し、ここに謹んでお詫び申し上げます。

会報「東基連」に関するご意見・ご要望等を [kaiho-iken@toukiren.or.jp](mailto:kaiho-iken@toukiren.or.jp) までお寄せください。

## 編集後記

上司から渡された紙片は、私と同年輩の女性が投稿した新聞記事の切り抜きだった。8年前の4月、息子さんを突然の事故で亡くされた。事故の原因は書かれていなかったが、桜散る季節のなか、意識不明の状態が2週間続き、桜が散った後、静かに23年の生涯を終えたと。「物言わぬ息子の顔をじっと見る。もう涙は枯れ果てていた」とも。そして、文章の最後は、「息子が見られなかったものを、この目で見ると、まだまだ生き続けるつもりだ」と結ばれていた。

ある製造工場の安全パトロールに同行した際のこと。年輩の社員が若いメンバーに対し、危険箇所を覆うカバーの不備を強く指摘する場面に出会った。「巻き込まれたらどうなる。お前の指は、手は、身体は、お前だけの物じゃないんだぞ」。危険から命を守る場に、「真剣」以外の言葉は不要である。年配の社員の厳しい口調からは、仲間を守らんとする強い意志が伝わってきた。

「労働災害は、不安全な状態と不安全な行動が交差する時に発生する」と言われている。そして「人間はミスをする生き物である」とも。そうすると、災害が発生する可能性が無い職場は存在しないことになる。業種・職種を問わず、どの職場でも起こり得ると。しかし、それでも私達は労働災害の防止に挑む。

14次防がスタートし、安全週間準備期間も始まった。行政機関、関係団体、そして企業等の関係者は、改めて強く決意したい。「死亡事故・重大災害は絶対に起こさない」と。来年の、そしてその先の未来の、桜が咲き舞い散る光景を、輝く新緑の風景を、共に見るために。

(小太郎)

※文中「新聞記事」：令和5年4月13日付け朝日新聞朝刊「ひととき」欄・「桜散る季節に」

講習会名	申込受付	科目	6月		7月	8月	9月	
自由研削砥石	センター	学科・実技	1日	19(月)	20(木)	16(水)	19(火)	
	立川支部	学科・実技	1日				2(土)昭島	
動力プレス機械金型調整等	多摩各支部	学科	1日					
アーク溶接	センター	学科	2日	12(月)~13(火)	28(水)~29(木)	26(水)~27(木)	29(火)~30(水)	27(水)~28(木)
		実技	1日	14(水)	30(金)	28(金)	31(木)	29(金)
	立川支部	学科	2日				26(土)~27(日)昭島	
		実技	1日					2(土)昭島
高圧・特別高圧	センター	学科	2日	22(木)~23(金)	13(木)~14(金)	17(木)~18(金)	20(水)~21(木)	
低圧電気	センター	学科	1日	5(月)	3(月)	23(水)	4(月)	
		実技	1日	6(火)/7(水)/8(木)	4(火)/5(水)/6(木)	24(木)/25(金)/28(月)	5(火)/6(水)/7(木)	
高所作業車(10m未満)	センター	学科・実技	1日	20(火)		1(火)		
クレーン	立川支部	学科	1日	3(土)		19(土)		
		実技	1日	11(日)昭島		27(日)昭島		
第2種酸素欠乏	中央支部	学科	1日		6日(木)			
粉じん	センター	学科	1日	29(木)			15(金)	
ダイオキシン	センター	学科	1日			9(水)		
フルハーネス	多摩各支部	学科・実技	1日				21(木)	
講習会名	申込受付	科目	6月		7月	8月	9月	
衛生管理者(第1種)	センター	学科	4日	26(月)~29(木)	24(月)~27(木)	7(月)~10(木)	11(月)~14(木)	
	中央支部	学科	3日		19(水)~21(金)	23(水)~25(金)		
衛生管理者(第2種)	センター	学科	3日	26(月)~28(水)	24(月)~26(水)	7(月)~9(水)	11(月)~13(水)	
	中央支部	学科	2日		19(水)~20(木)	23(水)~24(木)		
衛生(特例)	センター	学科	2日	28(水)~29(木)	26(水)~27(木)	9(水)~10(木)	13(水)~14(木)	
	中央支部	学科	1日		21(金)	25(金)		
衛生管理者	立川支部	学科	2日			17(木)~18(金)		
X線	センター	学科	2日	14(水)~15(木)				
講習会名	申込受付	科目	6月		7月	8月	9月	
総括安全衛生管理者	中央支部	学科	1日					
安全管理者選任時研修	センター	学科	2日	7(水)~8(木)	18(火)~19(水)	9(水)~10(木)	25(月)~26(火)	
	中央支部	学科	2日		13(木)~14(金)		7(木)~8(金)	
	多摩各支部	学科	1日					
衛生管理者能力向上	センター	学科	2日					
安全衛生推進者	センター	学科	2日	20(火)~21(水)	12(水)~13(木)	24(木)~25(金)	12(火)~13(水)	
	中央支部	学科	2日		4(火)~5(水)		26(火)~27(水)	
	多摩各支部	学科	2日					
衛生推進者	センター	学科	1日	16(金)	7(金)	10(木)	1(金)	
	中央支部	学科	1日	6日(火)		4(金)		
	多摩各支部	学科	1日		28(金)	22(火)		
雇入れ時安全衛生教育	中央支部	学科	半日					
	上野・王子・足立荒川	学科	半日					
	亀戸・江戸川	学科	1日					
	多摩各支部	学科	半日					
職長教育	センター	学科	2日	<del>5(月)~6(火)</del>	10(月)~11(火)   27(木)~28(金)	30(水)~31(木)		
職長・安全衛生責任者	多摩各支部	学科	2日	22(木)~23(金)				
リスクアセス	中央支部	学科	1日				12(火)	
携帯用丸のこ盤	センター	学科・実技	1日		14(金)		14(木)	
KYT	センター	学科	1日	16(金)	4(火)	8(火)	15(金)	
	上野・王子・足立荒川	学科	1日	28(水)				
	亀戸・江戸川	学科	半日					
熱中症予防管理者研修	中央支部	学科	半日	2(金)/23(金)	3(月)			
熱中症予防教育セミナー	上野・王子・足立荒川	学科	半日					

講習会名	申込受付	科目	6月		7月	8月	9月	
石綿建材調査者(一般)	センター	学科	2日		20(木)～21(金)		19(火)～20(水)	
		試験	1日		31(月)		29(金)	
石綿建材調査者(一戸建て等)	センター	学科	1日		24(月)			
		試験	1日		31(月)			
床上操作式クレーン	センター	学科	2日		12(月)～13(火)	1(火)～2(水)		
		実技	1日		14(水)／15(木)／16(金)	3(木)／4(金)／7(月)		
小型移動式クレーン	センター	学科	2日		3(月)～4(火)		4(月)～5(火)	
		実技	1日		5(水)／6(木)／7(金)		6(水)／7(木)／8(金)	
ガス溶接	センター	学科	1日		26(月)	21(月)	25(月)	
		実技	1日		27(火)	22(火)	26(火)	
	立川支部	学科	1日		23(日)昭島			
		実技	1日		30(日)昭島			
フォークリフト(11時間)	センター	学科	1日		26(月)	28(月)		
		実技	1日		30(金)	9/1(金)		
	立川支部	学科	1日		10(土)	22(土)		
フォークリフト(15時間)	立川支部	実技	1日		17(土)昭島	29(土)		
		学科	2日		9(金)～10(土)			
フォークリフト(31時間)	センター	学科	1日	1(木)	26(月)	25(火)	28(月)	
		実技	平日	2(金)5(月)6(火)		27(火)～29(木)	26(水)～28(金)	29(火)～31(木)
			3日	土		3(土)4(日)10(土)		9/2(土)3(日)9(土)
	多摩各支部	学科	1日				24(木)	
		実技	昭島				26(土)27(日)9/2(土)	
			青梅				27(日)9/3(日)10(日)	
立川支部	学科	1日	10(土)		22(土)			
フォークリフト(35時間)	立川支部	実技	3日		11(日)17(土)18(日)昭島	23(日)29(土)30(日)		
		学科	2日		9(金)～10(土)			
高所作業車(10m以上)	センター	実技	1日		11(日)17(土)18(日)昭島			
		学科	1日		10(月)	11(月)		
玉掛け	センター	実技	1日		11(火)／12(水)／13(木)	12(火)／13(水)／14(木)		
		学科	2日		19(月)～20(火)	13(木)～14(金)	21(月)～22(火)	
	立川支部	実技	1日		21(水)／22(木)／23(金)	18(火)／19(水)／20(木)	23(水)／24(木)／25(金)	
		学科	2日		15(土)～16(日)		14(木)～15(金)	
玉掛け技能+クレーン特別教育学科	八王子支部	実技	1日		11(日)／18(日)(日野日野)			
		学科	2日		7(水)～8(木)			
	青梅支部	実技	1日		11(日)／18(日)(日野羽村)			
クレーン(希望者)	多摩各支部	実技	1日		25(日)日野日野			
木工機械	センター	学科	2日					
プレス機械	センター	学科	2日				27(水)～28(木)	
乾燥設備	センター	学科	2日		10(月)～11(火)			
はい作業	センター	学科	2日		14(水)～15(木)	17(木)～18(金)		
特化・四アルキル鉛	センター	実技	1日		12(月)～13(火)	10(月)～11(火)	16(水)～17(木)	
		学科	2日		21(水)～22(木)	20(木)～21(金)	28(月)～29(火)	
	中央支部	学科	2日		26(水)～27(木)		19(火)～20(水)	
鉛	多摩各支部	学科	2日		13(木)～14(金)		27(水)～28(木)	
		実技	1日		11(日)／18(日)(日野羽村)			
酸素欠乏・硫化水素	センター	実技	1日		25(日)日野日野			
		学科	2日		14(水)～15(木)	17(木)～18(金)		
	中央支部	実技	1日		12(月)～13(火)	10(月)～11(火)	16(水)～17(木)	
		学科	2日		21(水)～22(木)	20(木)～21(金)	28(月)～29(火)	
	多摩各支部	実技	1日		28(水)～29(木)	26(水)～27(木)	27(水)～28(木)	
		学科	2日		30(金)	13(木)～14(金)	14(木)～15(金)	
有機溶剤	センター	実技	1日		18(火)～19(水)			
		学科	2日		1(火)～2(水)	1(火)～2(水)	5(火)～6(水)	
	中央支部	実技	1日		6(火)～7(水)	3(木)／4(金)	7(木)／8(金)	
		学科	2日		8(木)／9(金)	6(木)／7(金)	20(水)～21(木)	
多摩各支部	実技	1日		28(水)～29(木)		22(金)		
	学科	2日		30(金)		<del>27(水)～28(木)</del>		
石綿	センター	実技	1日		<del>29(金)</del>			
		学科	2日		1(木)～2(金)	12(水)～13(木)	4(月)～5(火)	
	中央支部	実技	1日		19(月)～20(火)	25(火)～26(水)	21(月)～22(火)	
		学科	2日		28(水)～29(木)	30(水)～31(木)	21(木)～22(金)	
多摩各支部	実技	1日		28(水)～29(木)				
	学科	2日		14(水)～15(木)	3(木)～4(金)			
石綿	センター	実技	1日		5(月)～6(火)	7(月)～8(火)	11(月)～12(火)	
		学科	2日		12(月)～13(火)	24(木)～25(金)	25(月)～26(火)	
	中央支部	実技	1日		12(月)～13(火)	27(木)～28(金)		
		学科	2日		26(月)～27(火)			
多摩各支部	実技	1日		8(木)～9(金)	30(水)～31(木)			
	学科	2日		19(月)～20(火)				
多摩各支部	立川支部	実技	1日		28(水)～29(木)			
		学科	2日		28(水)～29(木)			